

参考資料

- 1 図表一覧
- 2 環境の状態等を測る指標一覧
- 3 広島県環境審議会における審議状況等
- 4 用語解説

1 図表一覧

- 第1図 一般廃棄物排出量及び1人1日排出量
- 第2図 産業廃棄物排出量及び処理量・率
- 第3図 一般廃棄物処理率
- 第4図 一般廃棄物埋立処分場残余容量・年数
- 第5図 1日及び1日1人当たり平均給水量
- 第6図 1日当たり工業用水及び回収水使用量
- 第7図 大気汚染物質の環境基準達成率
- 第8図 二酸化窒素の環境基準達成率（一般局・自排局）
- 第9図 窒素酸化物及び硫黄酸化物排出量
- 第10図 有害大気汚染物質の環境基準達成率
- 第11図 河川BOD及び海域COD環境基準達成率
- 第12図 COD汚濁負荷量
- 第13図 生活排水処理率及び下水道普及率
- 第14図 合併浄化槽設置基数
- 第15図 農業及び漁業集落排水処理人口
- 第16図 全窒素及び全りん環境基準達成率
- 第17図 地下水環境基準達成率
- 第18図 自動車騒音環境基準達成率
- 第19図 騒音規制法及び公害防止条例に基づく特定施設数，特定建設作業数
- 第20図 騒音に係る公害苦情件数
- 第21図 振動規制法に基づく特定施設数，特定建設作業数
- 第22図 振動に係る公害苦情件数
- 第23図 悪臭に係る公害苦情件数
- 第24図 ダイオキシン類環境基準達成率
- 第25図 公害防止協定締結数及び有効な協定数
- 第26図 部門別二酸化炭素排出量
- 第27図 二酸化炭素排出量の内訳
- 第28図 自動車保有台数
- 第29図 用途別電灯・電力消費量
- 第30図 用途別都市ガス販売量
- 第31図 種類別燃料油販売量
- 第32図 住宅用太陽光発電システム設置件数
- 第33図 森林蓄積量
- 第34図 吸収源に算入可能な森林面積（育成林）
- 第35図 保安林面積
- 第36図 森林面積の所有別，樹種別内訳
- 第37図 松くい虫による被害区域面積及び被害材積
- 第38図 広島県内に生息する野生生物種数（動物）
- 第39図 広島県内に生息する野生生物種数（植物）
- 第40図 都市公園面積及び1人当たり都市公園面積
- 第41図 自然公園等利用者数の推移
- 第42図 環境保全アドバイザー登録者数，紹介件数
- 第43図 こどもエコクラブ数，メンバー数
- 第44図 緑の少年団数，団員数

- 第45図 県内事業者のISO14001認証取得数
- 第46図 環境影響評価等に係る審査・指導件数
- 第47図 環境マネジメントに基づく計画推進
- 第48図 点検評価の流れ
- 第49図 計画推進体制

- 第1表 降雨pH値の経年変化
- 第2表 自然公園の面積
- 第3表 県自然環境保全地域の地域数及び面積
- 第4表 自然海浜保全地区数及び面積
- 第5表 海岸線の状況
- 第6表 藻場・干潟の現存面積と消滅面積
- 第7表 野生鳥獣による農作物被害額
- 第8表 我が国の環境関連産業の市場規模・雇用規模予測
- 第9表 本県の環境関連産業の市場規模・雇用規模の推計

2 環境の状態を図る指標一覧

環境への負荷が少ない循環型社会広島

1 循環型社会の構築

	環境の状態等を測る指標名	現状値（年次）	目標または目指すべき推移〔年次〕
(1) 3 R の推進	一般廃棄物排出量	113.5 万トン (H12)	102 万トン (H18)
	一般廃棄物資源化率	12% (H12)	20% (H18)
	一般廃棄物最終処分量	28 万トン (H12)	16 万トン (H18)
	産業廃棄物排出量	1,433.3 万トン (H12)	1,494 万トン (H18)
	産業廃棄物再生利用率	65% (H12)	65% (H18)
	産業廃棄物最終処分量	128.7 万トン (H12)	76 万トン (H18)
(2) 廃棄物の適正処理の推進	産業廃棄物不法投案件数(投棄量 10 t 以上)	9 件 (H12)	0 件 (H18)
	産業廃棄物最終処分場の残余年数	6.5 年 (H12)	要最終処分量の 5 年以上を確保します (H18)
(3) 健全な水循環の確保	1 人 1 日当たり平均給水量	359 ㍉/人日 (H12)	現状レベルでの給水量を維持します
	工業用水回収水利用率	5,708 千 m ³ (H11)	増加を図ります
	水源の森指定面積	30,088ha (H13)	32,500ha (H17)

2 地域環境保全対策の推進

	環境の状態等を測る指標名	現状値（年次）	目標または目指すべき推移〔年次〕
(1) 大気環境の保全	二酸化窒素環境基準達成率	95.8% (H13)	100% (H22)
	浮遊粒子状物質環境基準達成率	97.7% (H13)	達成率の向上を図ります
	ベンゼン環境基準達成率	91.7% (H13)	100% (H22)
	ジクロロメタン環境基準達成率	100% (H13)	100% (H22)
(2) 水環境の保全	河川 BOD 環境基準達成率	82.9% (H13)	達成率の向上を図ります
	海域 COD 環境基準達成率	42.9% (H13)	達成率の向上を図ります
	海域全窒素環境基準達成率	100% (H13)	100% (H22)
	海域全燐環境基準達成率	100% (H13)	100% (H22)
	地下水環境基準達成率	75% (H13)	達成率の向上を図ります
	COD 汚濁負荷量 (瀬戸内海水域)	総量：74 トン/日 (H11) 生活系：29 トン/日 (H11) 産業系：38 トン/日 (H11) その他：7 トン/日 (H11)	71 トン/日 (H16) 26 トン/日 (H16) 37 トン/日 (H16) 8 トン/日 (H16)
(4) 騒音・振動, 悪臭の防止	一般地域騒音環境基準達成率	84.8% (H13)	達成率の向上を図ります
	道路に面する地域における騒音環境基準達成率	35.9% (H13)	達成率の向上を図ります
	航空機騒音環境基準達成率	100% (H13)	100% (H22)
	新幹線鉄道騒音環境基準達成率	72.7% (H13)	達成率の向上を図ります
(5) 化学物質の環境リスク対策の推進	ダイオキシン類環境基準達成率	大気：96.7% (H13) 公共用水域：100% (H13) 土壌：100% (H13)	100% (H22) 100% (H22) 100% (H22)
	PRTR 法に基づく指定化学物質の環境への排出届出量	大気： - 公共用水域： - 埋立処分： -	排出量の削減を図ります

PRTR 法に基づく指定化学物質の環境への排出量に関する届出は平成 14 年度から開始されました。

地球環境の保全に貢献する広島

1. 地球温暖化防止対策の展開

	環境の状態等を測る指標名	現状値（年次）	目標または目指すべき推移〔年次〕
(1) 二酸化炭素排出量の削減対策の推進	県内から排出される二酸化炭素の量	総量：38,072 千 t-CO ₂ (H11) 産業：22,739 千 t-CO ₂ (H11) 運輸：6,023 千 t-CO ₂ (H11) 業務：2,766 千 t-CO ₂ (H11) 家庭：4,480 千 t-CO ₂ (H11)	「広島県地球温暖化防止地域計画（仮称）」の中で明らかにします
(2) 新エネルギーの導入促進	「広島県グリーンエネルギービジョン（仮称）」の中で明らかにします		
(3) 吸収源対策の推進	吸収源となる森林の整備・管理面積	332 千 ha (H13)	517 千 ha (H24)
(4) 京都メカニズムの活用等	県内企業の共同実施及びクリーン開発メカニズム事業に係る政府への承認申請件数	-	増加を図ります

申請の受け付けは平成 14 年 10 月から開始されました。

2. 地球環境保全への貢献

	環境の状態等を測る指標名	現状値（年次）	目標または目指すべき推移〔年次〕
(2) その他の地球環境問題への対応	酸性雨 pH（広島市）	pH4.9 (H13)	酸性化の改善を目指します
(3) 国際的な環境保全活動の推進	海外からの研修員等の受入者数	3 人 (H13)	現状を維持します
	技術協力員の派遣者数	1 人 (H13)	現状を維持します
	JICA 研修生受入人数	17 人 (H13)	現状を維持します

自然と人がふれあう潤いのある広島

1. 優れた自然環境と生物多様性の保全

	環境の状態等を測る指標名	現状値（年次）	目標または目指すべき推移〔年次〕
(1) 豊かな森林の保全と再生	水源の森指定面積	30,088ha (H13)	32,500ha (H17)
(2) 自然公園等の指定	自然公園面積	37,853ha (H14)	現状を維持します
	県自然環境保全地域面積	2,054ha (H13)	現状を維持します
(3) 水辺の保全・再生	自然海浜保全地区面積（陸域）	17ha (H13)	現状を維持します
	藻場面積	2,058ha (H2)	現状を維持し、増加を目指します
	干潟面積	1,024ha (H2)	現状を維持し、増加を目指します
(4) 生物多様性の保全	鳥獣保護区等面積	66,103ha (H13)	63,484ha (H18)
	レッドデータブックひろしま記載種数	300 種 (H13)	H15 のレッドデータブック見直しの中で設定します
	野生動植物の生息種数	14,754 種 (H12)	14,754 種 (H17)

2. 身近な自然と快適で潤いをもたらす環境の保全と創造

	環境の状態等を測る指標名	現状値（年次）	目標または目指すべき推移〔年次〕
(1) 身近な自然環境の保全	1 人当たり都市公園面積	9.37 m ² /人 (H13)	12.00 m ² /人 (H17)
	緑地環境保全地域面積	818ha (H13)	現状を維持します
(2) 自然とのふれあいの増進	自然公園利用者数	7,054 人 (H13)	増加を目指します
	野外レクリエーション施設利用者数	769 人 (H13)	増加を目指します
(3) 優れた景観、歴史的・文化的環境の保全と創造	景観指定地域面積	1,307k m ² (H13)	現状を維持します
	国宝・重要文化財・史跡・名勝・天然記念物などの指定文化財等数	920 件 (H13)	着実な保護を図ります

環境の保全と創造のための基盤づくり

1. 自主的な環境配慮を实践する人づくり

	環境の状態等を測る指標名	現状値（年次）	目標または 目指すべき推移〔年次〕
(1) 環境関連情報の総合的な提供、環境保全思想の普及啓発	県の環境ホームページデータ量	-	データ量の増加を図ります
	県の環境ホームページアクセス件数	-	アクセス件数を増加させます
(2) 環境教育・環境学習の推進	子どもエコクラブメンバー数	2,153人（H13）	3,000人〔H22〕
	環境保全アドバイザーの活動実績件数	-	今後活動実績報告のあり方を見直し、増加の方向で設定します
(3) 県民の実践活動に対する支援	「広島県NPO・ボランティア情報ステーション」登録団体数（環境保全関係）	176団体（H13）	250団体〔H22〕
(4) 事業者等による環境配慮の促進	ISO14001認証取得事業所数	153件（H13）	400件〔H22〕

県の環境ホームページ「エコひろしま」は、平成15年4月に運用が開始される予定です。

2. 自主的な環境配慮を支える基盤づくり

	環境の状態等を測る指標名	現状値（年次）	目標または 目指すべき推移〔年次〕
(1) エコビジネスの育成・集積の促進	中小企業創造活動促進法認定企業数（環境関連）	6件（H13）	増加を図ります
	技術開発補助金申請件数（環境関連） ¹	20件（H13）	増加を図ります
(3) 県の率先行動	県庁舎等からの二酸化炭素排出量	67,993t-CO ₂ （H13）	60,868t-CO ₂ 〔H16〕
	県の公用車に占める天然ガス自動車等の導入割合 ²	0.4%（H14）	10%〔H22〕

1：県商工労働部が所掌する補助制度分を計上しています。

2：天然ガス自動車等：天然ガス車、ハイブリッド車、メタノール自動車、電気自動車

3 広島県環境審議会における審議状況等

広島県環境審議会における審議状況

年 月 日	内 容
平成14年6月19日	広島県環境基本計画の改定について、広島県知事が広島県環境審議会へ諮問
平成14年9月12日	広島県環境審議会開催 (改定計画の骨子について審議)
平成15年2月 3日	広島県環境審議会開催 (改定計画の素案について審議)
平成15年3月20日	広島県環境審議会開催 (改定計画の案について審議)
平成15年3月27日	広島県知事へ答申

広島県環境審議会委員一覧

氏 名	職 名 等
浅野 ジュン	中国地域づくり交流会事務局長
飯干 民男	連合広島副事務局長
池田 康久	広島森林管理署長
大田 孝子	J A 広島県女性組織協議会会長
稲岡 稔	広島県農業会議会長
岡崎 哲夫	広島県議会議員
岡田 光正	広島大学教授(工学部)
面迫 幸雄	広島県議会議員
勝間 譲	広島県漁業協同組合連合会代表理事会長
河原 実俊	広島県議会議員
倉田 桂二郎	広島県商工会議所連合会幹事長
児玉 更太郎	広島県町村会・高宮町長
児玉 信子	広島県女性薬剤師会理事
小畠 達雄	ひろしま地球環境フォーラム副会長
椎木 夕力	弁護士【会長】
鈴木 盛久	広島大学大学院教授(教育学研究科)
竹野 節夫	広島工業大学教授(環境学部)
中西 稔	岡山理科大学教授(理学部)
中村 慎吾	比婆科学教育振興会事務局長・農学博士【会長代理】
中村 良三	広島県議会議員
長谷川 忠彦	広島県山岳連盟副会長
廣光 朋子	広島県生活協同組合連合会理事
堀尾 斉正	中国経済産業局環境資源部長
本田 笑子	社団法人広島消費者協会会長
松浦 幸男	広島県議会議員
松田 治	広島大学大学院教授(生物圏科学研究科)【会長代理】
松橋 有子	広島大学大学院教授(教育学研究科)
間所 了	広島県獺友会副会長
宮本 博子	広島県女医会会長
三好 章	広島県市長会・福山市長
森山 利夫	中国地方整備局企画部環境審査官

(五十音順)

4 用語解説

- あり -

RDF：Refuse Derived Fuel の略で、ごみ固形燃料と訳す。ごみを破砕・選別後に圧縮、成型し、減容して燃料化したもの。

ISO14000 シリーズ：企業が、地球環境に配慮した事業活動を行うために、国際標準化機構（ISO）が作成した国際規格。公害対策のように決められた基準値を守ればよいといったものではなく、企業が環境に対する負荷を減らしていくための努力目標を設定し、そのための人材教育やシステム構築を行った結果を認証機関が認定するもの。

アイドリング・ストップ：信号待ちや荷物の上げ下ろしなど駐車時に、自動車のエンジンを停止させておくこと。

安定型最終処分場：産業廃棄物の廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリート片等）の最終処分場をいう。

エコファンド：環境配慮に力を入れたり、自らエコビジネスを展開するなど環境問題に積極的に取り組む環境関連優良企業（エコエクセレントカンパニー）を対象に、その企業の銘柄の株を買う投資信託のこと。

ESCO 事業：ESCO（Energy Service Company）事業の略。工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業。

オゾン層：オゾン層は地上 10～50Km の大気圏にあり、約 20Km 付近が最大濃度になっている。オゾンは酸素原子 3 個が結合してできた気体。成層圏内に上昇した酸素分子が上空の紫外線のエネルギーを受けて 2 個の酸素原子に分かれ、単独になった酸素原子と別の酸素分子とが結合しオゾンとなる。

温室効果ガス：地表から宇宙空間に向かって放射される赤外線を吸収し、熱を逃げにくくする大気中のガス。主なものに二酸化炭素、メタン、フロン等があり、大気中における温室効果ガス濃度が高くなると、大気中や地表にとどまる熱が多くなり、地表の温度が上昇する。

- かり -

かおり風景：環境省が、都市・生活型公害化した悪臭問題解決のため、「身近にあるよいかおりを再発見し、かおりに気づくことを通して身の回りにおける様々なにおいを意識し、不快なおいの改善に積極的に取り組む地域の活動」を促進していくことを目的として、かおり風景 100 選の選定を行った。

拡大生産者責任：生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。具体的には、廃棄物等の循環資源の循環的利用及び適正処分に資するよう、製品の設計を工夫すること、一定の製品について、それが廃棄された後、生産者が引取りサイクルを実施することなどが挙げられる。

環境影響評価制度：開発事業等の内容を決めるに当たって、事業者自らが、その事業が大気や水、生物などの環境にどのような影響を及ぼすかについて調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民や自治体などの意見を聴きながら、事業計画を環境保全の観点からより良いものとしていく仕組みをいう。

環境会計：企業が環境保全にかかわる投資や経費、さらにその効果などを正確に把握し、開示していくための仕組み。

環境関連産業創出プログラム：平成 13 年度設置の産学官連携組織「広島県環境関連産業創出推進協議会」において、環境関連産業の創出に向けた仕組みづくりに関する構想が策定された。本県の地域特性等を活かして、「クリーンエネルギー」、「地域特性とリンクした 3R 製品」、「海洋浄化」を重点テーマとして先導的プログラムを推進するよう提言されている。

環境基準：「環境基本法」第 16 条では、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで、維持されることが望ましい基準をいう。現在、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係る環境基準が定められている。

環境共生建造物：住宅の高気密性・高熱化や冷暖房・給湯・照明機器の改善などを図るとともに、太陽光・太陽熱の利用、雨水の再利用、生ごみの堆肥化や屋上植栽などにより、エネルギー消費や二酸化炭素排出量の削減をはじめ環境保全に総合的に配慮することを目標とした住宅等の建造物をいう。

環境効率性：環境保全にかかるコストと経済活動を対立的にとらえるのではなく、より少ない環境への負荷で必要な財やサービスを生産・消費することを目指す考え方。特定の環境汚染物質を排出段階で除去する従来のような方法だけでなく、資源・エネルギーの利用、製品の生産・消費・不用物の排出という一連の過程を通じて生じる環境負荷の低減を図ることが求められる。

環境にやさしいひろしま県民会議：環境保全に向けた自主的な県民運動を推進するために、平成 9 年 11 月 26 日に設立された県民、事業者、行政で構成される組織。

環境の日：「環境基本法」では 6 月 5 日を「環境の日」としている。

環境報告書：企業が事業活動に伴う環境への負荷などを自己点検した報告書で、具体的には廃棄物の発生量や温室効果ガスの排出削減計画、環境保護への取組などを記載して公表しているもの。

環境保全アドバイザー：地域における環境教育・環境学習を推進するため、県民が主体的に行う環境学習会などに県が講師を派遣する制度。

環境ホルモン：生物の正常なホルモン作用を妨げたり、ホルモンに似た働きをすることにより、生殖や健康に悪影響を及ぼす化学物質のこと。

環境マネジメントシステム：企業が経営方針の中に環境に関する方針を取り入れ、計画策定・実施・運用する一連の環境管理の取組を実施するための、組織や責任、実務、手順、プロセスおよび経営資源のこと。組織が自主的に作成、実施し、その仕様及び利用の手引きとなる規格が ISO14001 である。

環境ラベル：「製品やサービスの環境側面について、製品や包装ラベル、製品説明書、技術報告、広告、広報などに書かれた文言、シンボルまたは図形・図表を通じて購入者に伝達するもの」を、幅広く指す用語で、代表的なものとしてはエコマークがある。

感染性廃棄物：医療機関、試験研究機関等から医療行為、研究活動に伴って発生し、人が感染し、または感染するおそれのある病原体が含まれ、もしくは付着している廃棄物またはこれらのおそれのある廃棄物をいう。

管理型最終処分場：産業廃棄物の燃え殻、汚泥、木くず、鉱さい、ばいじん等の最終処分場で、浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために、遮水工、集水設備、浸出液処理設備等が設けられている。

気候変動枠組条約：地球温暖化問題に対する国際的な枠組みを設定した条約。1992年6月に開催された地球サミットにおいて155カ国が署名し、発効は1994年3月。この条約では、二酸化炭素の排出量を2000年までに1990年のレベルで安定化させる努力目標の設定が行われた。

京都議定書：2008～2012年の目標期間に先進各国が達成すべき温室効果ガスの削減目標を定めるもので、1997年に京都で開かれた気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された。

京都メカニズム：共同実施、クリーン開発メカニズム、排出量取引に分けられる。共同実施は、温室効果ガス排出量の数値目標が設定されている先進国同士が協力して、先進国内において排出削減等のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量に基づきクレジット（排出削減枠）を発行した上で、そのクレジットを投資国側のプロジェクト参加者に移転すること。クリーン開発メカニズムは、温室効果ガス排出量の数値目標が設定されている先進国が協力して、数値目標が設定されていない途上国内において排出削減等のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量に基づきクレジットを発行した上で、そのクレジットをプロジェクト参加者間で分け合うこと。排出量取引は、温室効果ガス排出量の数値目標が設定されている先進国間で、排出枠の獲得・移転（取引）を認めるもの。

クリーンエネルギー：有害物質の排出が相対的に少ないエネルギー源を指す。いわゆる自然エネルギーの水力、風力などのほか、化石燃料の中では有毒物質の発生が少ない天然ガスもクリーンエネルギーに含まれる。

グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を重視し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

グリーン・コンシューマーリズム：環境に負荷の少ない製品等の率先購入など消費者の環境保全に対する多様な取組。

経済団体連合会環境自主行動計画：平成8年の経団連環境アピールに沿って、地球温暖化対策や循環型経済社会の構築などに向けた積極的な取組を行うためにとりまとめられた計画。経団連の呼びかけに応えて製造業・エネルギー産業だけでなく、流通・運輸・金融・建設・貿易など幅広い36業種が行動計画を策定している

原植生（自然植生）：人間が影響を加える直前までの植生を原植生と呼び、ある程度人間の影響を受けていても、原植生と種の組合せがほとんど同じ植生を自然植生と呼ぶ。

光化学オキシダント：自動車や工場から排出された窒素酸化物や炭化水素類などの一次汚染物質が、太陽光線中の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する物質。光化学オキシダントは高濃度だと目やのどの粘膜を強く刺激するなどの直接的な健康被害を引き起こす。

構造改革特区：政府の「骨太の方針第2弾」に盛り込まれた経済活性化策の目玉。地方自治体が一定地域を対象とする経済活性化事業を独自に提案し、政府が実現可能と判断すれば、必要な規制の緩和・撤廃を特例として認められる。

交通需要マネジメント（TDM）：車利用者の交通行動の変更を促すことにより、都市の交通渋滞を緩和する手法の体系のこと。

コージェネレーション：発電とともに発生する廃熱を有効に活用する自家発電システム。発生した熱をそのまま環境中に排出してしまう既存の火力発電所の熱効率は40%程度であるのに対し、コージェネレーションの場合は80%以上の熱効率を可能にする。

こどもエコクラブ：環境省が進める小・中学生を対象にした環境活動クラブのこと。生き物調査やリサイクルなど自主的な取組を進めたり、全国のクラブ員との交流を図るなど、環境教育の面でも効果を上げている。

コンポスト：生ごみなどの有機性廃棄物からできた堆肥、または堆肥化手法のこと。

- さ行 -

サーマルリサイクル：廃棄物から熱エネルギーを回収すること。例えば、ごみの焼却時に発生する熱は、発電や冷暖房、温水などの熱源として利用できる。また、ごみを固形燃料化（RDF）したり、油化させたりすれば、燃料として利用できる。

里山：市街地等の従来から林産物栽培、肥料、炭の生産等に利用されていた森林で、近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

産業廃棄物埋立税：県内で埋め立てられる産業廃棄物を抑制するため、県が独自に課税する地方税。税収はリサイクルの推進などの環境施策の費用に充てる。

産業廃棄物分野の構造改革：排出事業者が信頼できる産業廃棄物処理業者を選択することを通じ、「悪貨が良貨を駆逐する」構造にある従前の産業廃棄物処理の世界を、顧客である排出事業者から安心される優良な業者が市場の中で優位に立てるように転換する改革として、国が「廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する制度面の見直し等について（報告）」（中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会、平成14年10月）の中で提案している。

3.9%：日本の6%削減の内訳は、「エネルギー起源の二酸化炭素」が0.0%、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素」が-0.5%、「革新的技術開発及び国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進」が-2.0%、「代替フロン等3ガス（HFC、PFC、SF6）」が+2.0%、「国内の森林の整備による吸収量の確保」が-3.9%となっており、不足分を京都メカニズム等で補う。

COD（化学的酸素要求量）：水中の有機物を酸化剤で酸化するのに消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。

自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域が指定される。

臭気指数：においのものを人の嗅覚により測定する方法。採取した空気は無臭空気希釈して実際に人がにおいをかぎ、においのしなくなった時の希釈倍率から算出する。

新エネルギー：石油、石炭等に代わる環境への負荷の少ない新しい形態のエネルギーで、自然エネルギーの利用を中心とした再生可能エネルギー、廃棄物や廃熱の利用を中心としたリサイクル型エネルギー、従来型のエネルギーの新利用形態があげられる。

森林インストラクター：林野庁が平成3年度に創設した資格制度で、森林でのレクリエーション活動を行う人々に、森林の案内や森林内での野外活動の指導、森林や林業に関する知識を与える指導者。平成5年度からは、本県独自の広島県森林インストラクター制度を設けている。

森林・林業基本計画：この計画は、平成13年7月に施行された「森林・林業基本法」の「木材の生産を主体とした政策から、森林の有する多面にわたる機能の持続的発揮を図るための政策へと転換する」という、新しい理念を具体化し、個々の施策を着実に進めていくため、同年10月26日に閣議決定された計画。21世紀の森林・林業・木材産業の長期ビジョンとして、関係者が取り組むべき課題を明らかにし、森林の多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標や、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めている。

水源の森：太田川及び芦田川・沼田川流域において、県及び市町村等が負担金を拠出し、(財)広島県緑と水の森林公社（水源の森会計）を事業主体として、植栽や間伐・下刈等の森林整備に対して助成を行い、森林を長伐期化へ誘導するなどの水源かん養機能の維持増進に資する水源林の整備を実施している。

水質総量規制：工場などから排出される汚濁物質の総量を規制する制度。総量規制基準は、希釈等による基準達成も考えられる通常の濃度基準とは異なり、排出が許容される汚濁負荷量を「排水濃度×排水量」として規制するものである。

ゼロエミッション：「エミッション」とは英語で排出。ゼロエミッションとは、産業の製造工程から出る廃棄物を、別の産業の再生原料として利用する「廃棄物ゼロ」の生産システムの構築を目指すこと。

戦略的環境アセスメント：戦略的環境アセスメント（Strategic Environmental Assessment：SEA）は比較的新しい概念であり、定義として様々なものが提案されているが、それらに共通する要素は、その対象が事業（project）ではなく、政策（policy）、計画（plan）、プログラム（program）の3つのPを対象とすること、環境面からの評価を記載した文書を作成し、必要に応じて環境部局や公衆との協議を行う環境面からの体系的な手続きを定めたものであることの2点である。

ソーラーシステム：太陽熱を利用して冷暖房や給湯等を行うシステム。専用の機器を用いるタイプと構造、間取り等の設計手法によって太陽熱や自然の通風を利用するタイプがある。

- た行 -

第一種フロン類回収業者：フロン回収破壊法が平成13年12月21日に施行され、廃棄される業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）から冷媒として充てんされているフロン類の回収を行おうとする場合は、知事の登録を受けなければならない。また、第一種特定製品を廃棄する際に廃棄者自らそのフロン類の回収を行う場合にも登録が必要となる。

代償植生：本来の自然植生の代償として、何らかの人為的干渉によって成立し、持続している植物群落。アカマツ林等の二次林、スギ、ヒノキ植林等の人工林、畑の雑草群落等。

- は行 -

炭素税：地球温暖化の要因となっている二酸化炭素の排出削減を目指して、発生源である石炭、石油、天然ガス等の化石燃料の販売や消費に対し、炭素含有分等に応じて課す環境税の一つであり、その財源を新エネルギー等に活用する制度。1990年以降、フィンランドやオランダ、ノルウェー、スウェーデン、デンマークなどですでに導入されている。

地球温暖化防止活動推進員：地球温暖化防止法の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に熱意と見識を有する者の中から知事が指定するもの。

地球温暖化防止地域協議会：地球温暖化防止法の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行うため設置するもの。

中水：上水、下水に対する言葉で、飲料水以外の生活用水等に循環利用される水のこと。ビル、団地などにおいて、雨水の貯留や下水を処理して循環利用する飲料水以外の生活用水など。

長距離越境大気汚染条約：1979年に国連欧州経済委員会(UNECE)において採択された条約で1983年3月に発効した。この条約では加盟各国に越境大気汚染防止のための政策を求めるとともに、硫黄などの排出防止技術の開発、酸性雨影響の研究の推進、国際協力の実施、酸性雨モニタリングの実施、情報交換の推進などが規定されている。

低周波音：人の耳には聞こえない20Hz以下の超低周波音と、20～100Hz程度の周波数範囲の音を合わせて、こう通称される。人の聴覚感度が鈍くなる周波数範囲の音だが、建具や窓、障子などが振動して音を発生し、騒音・振動公害の一因として昭和40年代から問題化した。

手続的手法：各主体の意思決定過程の要所要所に環境配慮のための判断が行われる機会と環境配慮に際しての判断基準を組みこんでいく手法であり、各主体の自らの行動への環境配慮の織り込みに大きな効果を発揮する。

デポジット：予め一定の金額が預かり金として商品価格に上乗せされており、使用後販売店に容器を返却すれば預かり金が払い戻されるシステム。現在、ビール業界において独自に実施されており、資源回収や資源ごみの散乱防止に有効な制度とされている。

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法：電気事業者による新エネルギーの利用に関する措置が規定された法律である。新エネルギーの種類を規定し、それぞれの利用目標を定めることとなっており、電気事業者に一定割合以上の新エネルギー電気の利用が義務付けられた。

- な行 -

燃料電池：天然ガス、メタノールなどの燃料を改質して得られた水素と、大気中の酸素とを電気化学反応させることにより直接発電するシステム。効率が高く、環境への負荷が低いという特徴がある。

パークアンドライド：都心の外周部や都市周辺部の鉄道駅等の駐車場を活用し、そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。

バイオマスエネルギー：生物体を構成する有機物を利用するエネルギー。例えば、薪、木炭、家畜ふん尿等がこれにあたる。利用形態としては、直接、木質チップ等を燃焼して発電を行うほか、メタン発酵、アルコール発酵による燃料化や、ユーカリ等の炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法等があり、石油代替エネルギーとして役立つ。京都議定書により、バイオマスエネルギーは二酸化炭素の排出にカウントされないという利点がある。

廃棄物抑制検討懇話会：本県が実施する廃棄物の排出抑制方針について幅広い視点から検討を行うため、平成13年10月に設置され、県内の産業界をはじめ各界の有識者により構成されている。この懇話会での検討の結果、県民や事業者の自主的な活動の支援、リサイクル産業の育成・支援の強化、課税など経済的手法の導入、循環型社会形成のために必要な施策の実施について提言がなされた。

P R T R：市民等による環境情報の把握を目的に、行政が事業者からの報告に基づいて化学物質の排出量や移動量のデータを収集し、公表する制度のことで、Pollutant Release and Transfer Registerの略。

BOD(生物化学的酸素要求量)：微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量で、河川で環境基準が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。

PDCAサイクル(Plan Do Check Action Cycle)：目標の達成に向け、計画を策定し、施策・事業を実施し、点検・評価を行い、その結果を次の取組に反映させていくことで、取組の持続的な改善を図る仕組み。

ヒートアイランド現象：都市化の進展に伴い、コンクリートやアスファルト等の地表面被覆の増加と緑地の減少とともに、空調機器や自動車からの排熱が増加することにより、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。

ビオトープ：ドイツ語で「ビオ」は生物、「トープ」は場所を意味し、「野生生物の生息空間」を意味する。なお、ビオトープは、生態学的には生物の生息に必要な最少単位の空間のこととされている。一般にはトンボ池など、ある程度まとまりのある生息地としてやや緩やかな意味で使われ、さらに地域的な広がりを持つ生息空間として幅広く使われることもある。

東アジア酸性雨モニタリングネットワーク：東アジア地域の酸性雨について、関係各国の共通認識を形成し、人と環境への影響を防止・軽減するための情報収集・提供を目的に、東アジア地域の国々が参加するネットワークのこと。酸性雨は原因物質が国を超えて拡大するため、多国間の強調が必要となる。経済成長の目覚ましい東アジア地域では、大気汚染が深刻化して酸性雨の原因物質の排出量増が見込まれており、各国が協力して酸性雨問題に対処することが求められている。

広島県環境関連産業創出推進協議会：環境関連産業の集積による本県産業構造の多角化と雇用の場の創出を目的として、平成13年6月に設置された組織。

広島県地球温暖化防止活動推進センター：地球温暖化防止法の規定に基づき、地域における普及啓発活動等の拠点として知事が指定するもので、本県では平成12年4月1日付けで(財)広島県環境保健協会を指定している。

ひろしま地球環境フォーラム：環境保全思想の普及や国際協力などを通じ、地球にやさしい社会づくりを目指して平成5年3月に設立された県内企業・団体主導による組織。

びんごエコタウン構想：平成12年3月に備後地域22市町村を対象地域として、モデル的に循環型社会システムを形成するためのマスタープランとして策定された。同年12月に当時の通商産業省と厚生省から中国地域では初めてエコタウンプランとして承認された。

福山リサイクル発電事業：広域リサイクルシステムの中核として、福山市の箕沖地区において、RDFを利用し、発電や灰溶融を行う事業。

不法投棄110番・ファックス：広く県民から不法投棄に関する情報を収集し、不法投棄の早期解決を図るため、県廃棄物対策総室内に設置された専用電話・ファクシミリのこと。

浮遊粒子状物質 (SPM)：Suspended Particulate Matter の略で、浮遊粒子状物質と総称し、わが国では大気中を漂う粒径10 μ m以下(100分の1mm以下)の粒子について環境基準が定められている。

フロン：炭化水素に塩素、フッ素が結合した化合物(フルオロカーボン)をいう。このうち、フッ素、炭素及び塩素だけで構成されているものをCFC(クロロフルオロカーボン)といい、特にオゾン層を破壊する力の強いCFC-11などの5つを特定フロンという。CFCは1995年末の生産全廃がモントリオール議定書によって取り決められている。CFCがオゾン層を破壊するため、その代替物として開発されたフロン系の物質を代替フロンといい、大きく分けてHCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン、2020年生産全廃)とHFC(ハイドロフルオロカーボン、塩素を含まないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つ)の2種類がある。

- ま行 -

マニフェスト制度：産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する時、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。従来は医療系廃棄物などの特別管理産業廃棄物に限って義務付けられていたが、平成10年12月1日からすべての産業廃棄物に適用された。

ミティゲーション：開発事業等の行為による環境影響を緩和するための環境保全措置をいい、行為の全部または一部を行わないことにより影響を「回避」すること、影響を回避できない場合には行為の実施の程度または内容を変更することにより影響を低減すること、そして回避・低減しても残る影響により失われる環境については同等の環境を創出することにより「代償」することを総体とした概念であり、影響の回避をまず優先し、それから低減を検討し、どうしても残る影響について代償を検討するよう検討の優先順位を明らかにしている。

緑の少年団：次代を担う子どもたちが、森林での学習活動、地域の社会奉仕活動、キャンプなどのレクリエーション活動を通じて自然を愛し人を愛し、自ら社会を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、子どもたちの自主的な団体。

- ら行 -

ライフサイクルアセスメント (LCA)：Life Cycle Assessment の略。特定の製品が生産から消費・使用、廃棄までのライフサイクルを通じて環境に与える影響を評価する方法。

ラブリバー制度：地域住民や企業、学校等の団体が、県(河川管理者)と市町村の協力のもとに河川の清掃美化等のボランティア活動を通じて、地域の共有財産である河川への愛着を深めるとともに、個性ある地域づくりを目指す制度である。

離岸堤：波打ち際の沖あいにおいて、コンクリートで製作した異形ブロックを海底から海面上まで積み上げ、人為的に波を弱める構造物。

リスクコミュニケーション：化学物質や環境汚染などにより人類や生態系が受ける影響(リスク)について、企業や地域住民、消費者、行政などが意見交換・対話を通じて相互理解を深め、適切な対策につなげていくこと。

緑地環境保全地域：神社仏閣や古墳など、その地域を象徴する歴史的、文化的、社会的資産と自然が一体となっている地域や、市街地周辺部の緑地を保全するために必要な樹林地等良好な自然環境を形成している区域など、その区域における自然環境を保全することが地域住民の良好な生活環境の維持に資するものを指定。

類型指定：水質汚濁の生活環境の保全に関する生活環境項目について、国の「環境基本法」に基づき、河川、湖沼及び海域の利用目的に応じた水域類型を指定すること。

レッドデータブックひろしま：県内の絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況等を解説したデータ集。

枠組規制的手法：直接的に具体的行為の禁止，制限や義務付けを行わず，目標を提示してその達成を義務付け，あるいは一定の手順や手続きを踏むことを義務付けることによって規制の目的を達成しようとする手法。人の生命や健康などに被害が及ぶおそれがある環境問題への対処が必要な場合において，いまだ原因となる行為や物質などが特定できないために汚染物質と被害の因果関係の面などから直ちに直接規制的手法を用いることができない場合であっても，規制を受ける者の創意工夫を活かしながら，効果的に予防的あるいは先行的な措置を行えるという特徴を有している。